

総合口座取引規定

1. (総合口座取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客さまから総合口座取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、総合口座取引に係る契約が成立するものとします。

1. の2 (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、みずしん総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金（無利息型普通預金を含みます。）
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金等」といいます。）
 - ③ 積立定期預金
 - ④ 定期積金（以下第2号の定期預金等、第3号の積立定期預金、第4号の定期積金を総称して「定期性預金」といいます。）
 - ⑤ 定期性預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第4号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは、1口1,000円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金等は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。
ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金等・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期性預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または暗証）により記名押印（または暗証記入）して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しまたは解約、書替継続の手續に加え、当該預金の払戻しまたは支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。
この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは支払いを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手續をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しすることができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (5) 前三項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

5. (預金利息の支払い) …無利息型普通預金は除きます。

- (1) 普通預金の利息は、毎年3月と9月の第二土曜日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金等の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期性預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。なお、この預金口座の名義人に相続が発生した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止し、共同相続人の総意を確認のうえ、取扱いいたします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、次の金額とします。
この取引の定期性預金の合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額

- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7.（貸越金の担保）

- (1) この取引に定期性預金があるときは、第2項の順序に従い、貸越金の担保とします。
この取引の定期性預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期性預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期性預金为数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3)① 貸越金の担保となっている定期性預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 前号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8.（貸越金利息等）

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の第二土曜日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、店頭掲示の総合口座貸越利率表記載の貸越利率とします。
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期性預金の全額の解約により、残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14.6%（年365日の日割計算とします。）

9.（即時支払）

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくとも、それらを支払ってください。
- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立て、その他これに類する倒産処理手続きがあったとき
- ② 相続の開始があったことを当金庫が知ったとき
- ②の2 お客さまが行方不明になったことを当金庫が知ったとき
- ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
- ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

10.（解約等）

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この取引の通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この取引の通帳に定期性預金の記載がある場合で、定期性預金の残高があるときは、別途に定期性預金の証書（通帳）を発行します。
- (2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前項に基づく解約をした場合に、第11条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
11. (差引計算等)
- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
- ① この取引の定期性預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期性預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期性預金の利率はその約定利率とします。
12. (保険事故発生時における預金者および積金契約者からの相殺)
- (1) 定期性預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、定期性預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出印を押印した当金庫所定の払戻請求書と通帳を直ちに当金庫へ提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當することとします。
 - ② 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① 定期性預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
13. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、前記「預金積金共通規定」が適用されるものとします。

以上